

～ 新型コロナウイルス感染症 ～ 療養証明書の発行をご希望される方へ

この書類は、新型コロナウイルス感染症の診断を受け、ご自宅で療養を終えられた方の療養証明書の発行に関するものです。
発行を希望される方は、必ずこの書類をご確認ください。

1 療養期間とは…

発症日、検体採取日等を基に保健所が定め、お伝えしている期間です。

2 療養証明書とは…

療養証明書とは、新型コロナウイルス感染症と診断され、療養していたことを証明する書類で、希望される方に発行しています。

3 対象となる方

次の①～③の全てに該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方
- ②療養中に、神奈川県又は横浜市から健康管理を受けていた方
- ③市内のご自宅で新型コロナウイルス感染症の療養を終えられた方

【ご注意】

- ・ 宿泊療養施設で療養を終えられた方は、自宅・宿泊療養のしおりをご確認ください。
- ・ 医療機関に入院されていた方は、入院されていた医療機関にお問い合わせください。なお、自宅療養中に入院された方は、自宅で療養された期間の療養証明書の発行が可能です。

4 申請方法

次の送付先に、必要書類を郵送してください。

【送付先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50-10

横浜市役所健康福祉局健康安全課

新型コロナウイルス感染症 療養証明書交付担当

5 送付いただく書類

①「宿泊・自宅療養証明書」の発行申請書

②返信用封筒

※宛先にご自身の住所（療養証明書の送付先）を記入してください。

※必ず**84円切手を貼付**してください。

発行までの流れ

はじめに… 療養を終えた場所をご確認ください

- 横浜市内のご自宅で療養を終えた
⇒ 次の1に進んでください。
- 自宅療養中に入院された方
⇒ 次の1に進んでください。
※自宅で療養された期間の療養証明書の発行が可能です。
- 医療機関で療養を終えた（退院時に療養を終えた）
⇒ この申請書はお使いいただけません。
入院していた医療機関にお問い合わせください。
- 県内の宿泊療養施設で療養を終えた
⇒ この申請書はお使いいただけません。
自宅・宿泊療養のしおりをご確認ください。

1 申請書をご記入ください

右ページの記載例をご確認いただき、必要事項をご記入ください。

<特にご注意ください>

- 申請者の欄に申請者の情報を記入する。
- 日中連絡が取れる電話番号を記載する。

2 記入した申請書を送付してください

<封緘前にご確認ください>

- 返信用封筒に、療養証明書の送付先を記入した。
- 返信用封筒に、84円切手を貼付した。
※普通郵便以外の方法をご希望される場合は、必要額を貼付した。
- 記入いただいた申請書と返信用封筒を同封した。

3 市役所で発行手続きを行います

申請書を受理してから発行までに、2週間程度お時間をいただく場合がございます。

申請書を投函いただいてから1か月経過しても療養証明書が届かない場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

申請書の記載例

申請書を記載した日付をご記入ください。

(別途様式1)

令和〇年 2月 28日

「宿泊・自宅療養証明書」の発行申請書

横浜市保健所長

申請者 氏名 **横浜 太郎**
(療養を受けた方との関係: **本人**)
住所 **横浜市中区港町1-1**
電話番号 **045-671-2121**

療養された方が20歳以上の場合は療養された方が、20歳未満の場合は保護者の方が申請者となります。

感染症に関する宿泊・自宅療養証明書の発行を希望します。

1	(よみかな) 療養を受けた方の 氏名	(よこはま たろう 横浜 太郎)
2	療養を受けた方の 住所	横浜市中区港町1-1
3	電話番号	045-671-2121
4	療養を受けた方の 生年月日	昭和64年 1月 1日
5	療養を終了したとき の療養場所	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 宿泊療養施設
6	療養期間 ※	令和〇年 1月 15日 ~ 令和〇年 1月 24日

日中連絡の取れる電話番号を記載してください。

申請は療養を受けた方またはその保護者等が行ってください。

この申請書は、下記提出先に郵送してください。

【送付先】〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50-10

横浜市役所 健康福祉局健康安全課

新型コロナウイルス感染症 療養証明書交付担当 宛

【送付いただくもの】

①記入済みの申請書

②送付先を記載していただいた返信用封筒(必ず、切手を貼付してください。)

※) 宿泊療養および自宅療養とは、以下に該当する場合をいいます。

・ 2020年4月2日付の厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等に定められている宿泊療養または自宅療養であること。

療養期間は、厚生労働省通知に基づき、原則として発症日又は検体採取日から10日間(6月12日付の厚生労働省通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」に基づく改正基準が適用される前の者は発症日、検体採取日又はPCR検査陽性判明日から14日間)が経過した日までとしています(体調等の事情により、療養が延長になる場合があります。)。なお、宿泊施設で療養した場合、施設退所日は療養終了日の翌日となります。

よくある質問

Q 療養証明書は、何に使うのですか？

- A 加入されている保険によって、ご自宅で療養されていた方も、入院治療に準ずる保険金が支給される場合があります。
この場合、療養していたことを証明するための書類として、活用いただくことができる場合があります。
詳しくは、加入されている保険会社にご確認ください。

Q 療養証明書は、何枚まで発行が可能ですか？

- A 原則として、一度の申請につき1枚のみの発行となります。複数枚必要な場合は、コピーの活用をご検討ください。

Q 療養証明書は、簡易書留などで送付してもらえますか？

- A 普通郵便以外の方法で送付を希望される場合は、申請書に希望する送付方法をご記入ください。
なお、普通郵便以外の方法での送付を希望される場合は、返信用封筒に必要額の切手を貼付してください。
返信用封筒に必要額の切手が貼付されていない場合は、送付方法の記載があっても普通郵便での送付となりますので、ご了承ください。

Q 療養証明書を紛失しました。再交付は可能ですか？

- A お手数ですが、再度「宿泊・自宅療養証明書」の発行申請書をご提出ください。

Q 入院していた期間も、療養証明書で証明してもらえますか？

- A 療養証明書で証明する療養期間には、入院期間は含まれません。入院期間の証明につきましては、入院先の医療機関にお問い合わせください。
なお、自宅で療養中に入院された方は、自宅で療養された期間の療養証明書の発行が可能です。

Q 保険会社の様式で証明書を発行してもらえますか？

- A 本市で発行する療養証明書は、神奈川県が生命保険協会等と調整して作成した様式となっております。大変申し訳ありませんが、個別の保険会社の様式での証明書の発行には対応いたしかねます。

Q 治癒したことの証明書は発行可能ですか？

- A 大変申し訳ありませんが、治癒したことを証明する「治癒証明書」の発行はいたしかねます。

【お問い合わせ】

横浜市役所健康福祉局健康安全課

TEL 045-671-2463 E-mail kf-kenkoanzen@city.yokohama.jp